

**あなたの事務所のリスク管理を
広島県建築士事務所協会が支援します！**

建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、
当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 面談による相談です。(原則、電話による相談はできません)
- ※ 面談場所は、委託法律事務所内(広島市、尾道市、三次市)です。
- ※ 相談に限り無料です。
解決に向けて事件の受任を依頼する場合は有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。



まずは、気軽に法律事務所へご一報を！

《連絡先》

弁護士法人広島みらい法律事務所
(協会委託法律事務所)

電話 082-511-7772

受付時間 9:00～18:00(平日)



※ 電話の際、「当協会の法律相談」である旨、「当協会会員」である旨
お伝えください。

※ 相談については法律事務所限りとしています。
相談者名や相談内容の詳細については、法律事務所から当協会
への報告はありません。

※ 相談者から当協会への連絡の必要はありません。